

調査・提言事業の実施状況報告

NPO 法人拓人こうべ

調査担当 山根 修一

1 措置制度から契約制度へ 良くなったことそうでないこと

<措置制度>

判定 → 措置 → 収容 (利用)

<契約制度>

3種の神器で地域生活移行の実現 整備、事業参入は、民間任せ！

訪問系

日中活動系

居住系

移動支援

法は見込量確保の方策
「工夫だけでは？」

あなたは〇〇でサービスを受けてください。

可能な限りどこで誰と暮らすかの選択の機会を確保。

基本原則

障害者基本法の目的に理念として
共生社会の実現が掲げられた。

<しかし> 契約の相手の業者がない、いても人手不足
施設・病院からの地域移行が進まない。

グループホームの不足 (開設支援が弱い→進まない。あっても生活圏から遠い。)

親の介護からの自立 相談支援の体制整備が進まない。役割分担不明確

基幹相談支援センター・・・委託相談支援センター・・・指定特定相談支援事業所

市町の基本相談も弱体化・支給決定事務処理

◆現状は

施設入所待機者リスト、ショートステイのロング利用

親亡き後の不安から施設入所希望が多い。

グループホームの普及啓発不活発、親の運営等への不安、不信。

成年後見が進まない。・・・身上監護・親身の相談に誰がのる。

◆対策は

現行の法律で定められた仕組みを活用しましょう

市町が障害者施策を策定し、実施。

具体の計画は、**市町障害者計画&生活支援は市町障害福祉計画**

(中長期、間口広い)

(3ヶ年の実施計画)

障害者に関する施策の決定過程への障害者の参画の促進・・・国の基本施策

2 障害者権利条約の批准と国内法の整備

障害者権利条約の考え方に合わせて、障害者基本法が抜本改正される。

また、障害者総合支援法など関係法が整備される。

しかし、

世界(国連)の大きな流れは、国内の地方分権の動きの中、市町の障害者施策で実現

＜行政、事業者、関係機関、当事者のネットW＞

① 国連で各国の障害者が連帯して 障害者権利条約が採択された。

Noting about us without us 「私たち抜きに私たちのことを決めないで！」

② 国は、法制度の整備 財政支援

県は、広域的、専門的にニーズへ対応

③ 市町は、当該区域の障害者の状況を踏まえ、当該市町における障害者のための計画を策定し、総合的かつ計画的に実施する。＜障害者計画 関係 10 分野の反映＞

横断的な組織

障害者の政策決定プロセスへの参画の促進

市町は、当事者の意見を聴き、障害者のための施策に関する計画を策定し、総合的かつ計画的に推進する。また、計画の実施状況を点検・評価し計画を見直す（PDCA）。

当事者団体のリーダーは、障害者施策の決定過程へ積極的に参画しましょう。

市町は、障害者の種別、性別、年齢等によりニーズが異なると考えられることから、委員の選任に配慮すること。

情報公開、手続の公平性・透明性の確保

障害者が主体的に生活する上で必要な情報提供が行われること、計画・施策については、体系化して表現するなど当事者、市民に分かり易い内容とする必要がある。

支給決定手続き 自分らしく暮らし続ける

サービス等利用計画

体験利用

↓

↓

①支援区分の認定 → 支給決定 → 受給者証 → 契約（利用）

↑

種類・量の変更は変更手続を要す。

支給決定基準 公開

非定形ルール（審査会案件）

自立した最初は非定形ルール適用（大阪）

- ・支給決定基準の公開（市町によって異なります。）
- ・支給決定手続きの透明性確保（フローチャートの作成・公開含む）

私たちも自発的活動支援を利用して共生社会実現の取組をしましょう。
各種委員会へ参画しましょう。

- ◆各市町で当事者団体の緩やかな連帯と、ニーズのとりまとめと課題の抽出など。
- ◆サービス提供事業者、関係者、市町とのネットワークづくりを！